

公 告

令和8年9月4日

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定に基づき、広島市水道事業、広島市下水道事業及び広島市安芸市民病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

広島市長 松 井 一 實